

## 今後のスケジュールについて(予定)

令和5年3月

- ・指定難病の対象疾病追加並びに指定難病の疾病名及び疾病の対象範囲の変更に関する審議、結果の取りまとめ



- ・パブリックコメント



- ・疾病対策部会への報告



- ・自治体等への周知(オンライン説明会等を開催)



- ・指定難病に係る告示<sup>(※1)</sup>及び通知<sup>(※2)</sup>の改正

(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)

(※2) 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)